

令和2年度自己点検・評価結果

- (1) 平成28年度認証評価結果を令和2年度計画等に反映させ、改善策を実施した。また、令和3年度も引き続き改善の取組を行う。 ※【 】内の数字は年度実績・計画の項目No.

改善を要する点	令和2年度実績等	令和3年度計画等												
<p>○ 大学院課程の一部の研究科において、入学定員充足率が低い。(4-2-①)</p>	<p>・両研究科にまたがる新しい「共同プロジェクト実践演習」について、3つのプログラムを用意し、運用を開始した(ただしコロナのため活動はほぼ休止状態である)。</p> <p>・デザイン研究科留学生試験で本学に来校できない受験生に対して、オンラインでの筆記試験及び面接試験を実施する方法を検討し、試験を行うことができた。【No.8】</p> <p>◎入試結果(定員:各研究科10名)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">入試年度</th> <th style="text-align: center;">2019</th> <th style="text-align: center;">2020</th> <th style="text-align: center;">2021</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">文政政策</td> <td style="text-align: center;">5(7)</td> <td style="text-align: center;">6(11)</td> <td style="text-align: center;">7(11)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">デザイン</td> <td style="text-align: center;">13(19)</td> <td style="text-align: center;">14(38)</td> <td style="text-align: center;">13(30)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※括弧内は受験者数</p>	入試年度	2019	2020	2021	文政政策	5(7)	6(11)	7(11)	デザイン	13(19)	14(38)	13(30)	<p>・「共同プロジェクト実践演習」の運用を踏まえ、社会人受け入れについて改善すべき点を把握する。【No.8】</p>
入試年度	2019	2020	2021											
文政政策	5(7)	6(11)	7(11)											
デザイン	13(19)	14(38)	13(30)											
<p>○ 学習時間の実態の把握についての組織的な取組が不十分である。(5-2-②、5-5-②)</p>	<p>・前期及び後期に「授業に関するアンケート」を実施し、授業毎の授業時間外での学習時間の把握を行った。</p>	<p>・「学生生活調査」及び「授業に関するアンケート」において、把握した授業時間外での学習時間を分析し、授業改善に役立てる。</p>												
<p>○成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が十分講じられていない。(5-3-②、5-6-③)</p> <p>○明確な成績評価基準が組織として策定されていない。(5-3-②、5-5-②)</p>	<p>[文化政策研究科]</p> <p>・新しいカリキュラムの成績評価の在り方、特にフィールドワークを中心とした科目についての評価基準を定めた。【No.28-1】</p> <p>[デザイン研究科]</p> <p>・2件の美術系公立大学大学院の修士論文・修了制作の評価方法の調査を行い、本研究科との比較を行った。【No.28-2】</p>	<p>[文化政策研究科]</p> <p>・フィールドワークを中心とした新科目についての評価基準を検証し、必要に応じて改善を図る。【No.28】</p> <p>[デザイン研究科]</p> <p>・他のデザイン系公立大学大学院の修士論文・修了制作の指導体制、評価方法の調査、比較を行い、必要に応じて改善を図る。【No.28】</p>												
<p>○ 入構者の把握が困難、設備等の一部に老朽化等が見られるなど防犯面で課題がある。(7-1-①)</p>	<p>・学外から不審者が侵入しにくい体制を維持・強化するため、日常管理を委託する各業者と平日業務日は朝引継ぎを行い、毎月業務連絡会議を行った。【No.131】</p> <p>・外壁修繕(第3期工事)、空調機器更新工事及び誘導灯更新工事に施設整備補助金や前中期目標期間繰越積立金を活用し、施設保全に努めた。【No.116】</p>	<p>・学外から不審者が侵入しにくい体制となるよう、日常管理を委託する各業者との連携を密にし、適切に対応する。【No.131】</p> <p>・外壁修繕(第4期工事)及び誘導灯更新工事等に施設整備補助金や目的積立金を活用し、計画的な施設保全に努める。【No.116】</p>												
<p>○ 学内の無線LANの整備状況が不十分である。(7-1-②)</p>	<p>・学生が授業外で利用できるラウンジや学生食堂、および教職員が会議等で使用する会議室等への無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を行った。【No.35】。</p>	<p>・学生が授業外で使用するスペースのうち、無線LAN(Wi-Fi)環境が未整備の院生研究室等の整備を進める。【No.35】</p>												

(2) 平成30年度自己点検・評価結果で「改善を要する事項」として挙げた課題について、以下の通り改善した。

改善を要する事項	令和2年度実績等	令和3年度計画等
<p>○きめ細かな教育を徹底させるための専門性の高い教育支援者や教育補助者の更なる充実が望まれる(特に、国際化(外国語能力・留学生対応)、教育IT等)。また、必要に応じて、学外ネットワークとの連携を利用することも必要である。(基準2-5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「多文化・多言語教育研究センター(仮称)」に相当する他大学の関連施設の名称、規模、研究成果及び、浜松市内の民間語学教育施設の運営状況等を精査し、結果を将来構想検討委員会グローバル化構想検討専門部会にて報告、具体的提案を行った。 ・TOEIC及びHSKの受験結果を検証し、英語・中国語教育センターの運営会議の場で共有した。 ・学内のピア・サポート・コーナーを週2回に増やし、留学生や外国籍学生へのサポート体制を強化した。 ・交換留学と語学研修の情報、初修者のための外国語の基礎知識を紹介する冊子をそれぞれ作成し、配布を行い、電子版を先輩の留学体験談(映像)とあわせて大学の公式HPに掲載した。 ・上記の留学に関する情報と大学HPに既に掲載されている協定校の情報、支援制度についての記載見直しも年度内に行った。 ・英中センターのYouTubeチャンネルを開設し、海外留学経験学生の英語インタビューを公開した。【No.15-2】 	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化・多言語教育研究センター開設に向け機能、運営方法を具体化する。 ・TOEIC及びHSKの受験結果を検証し、英語及び中国語科目の教育改善に役立てる。 ・ピア・サポート・コーナーをさらに充実させ、留学生や定住外国人学生の支援体制をさらに強化する。 ・海外留学経験学生に対するインタビューのYouTube公開を拡充し、英語・中国語以外の言語での学生インタビューも大学ホームページ上で公開する。【No.15-2】
<p>○ 比較的重い障害を持つ学生の入学受け入れに対する総合的な体制整備が遅れている。(基準4-2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生について、個別の修学支援に加え、長期履修制度の適用により修学支援を継続した。【No.7】 ・留学SAの相談の対象を、留学生だけでなく障害のある学生や定住外国人学生を含む全学生に広げた。 ・新型コロナの影響により、他大学の現地調査は見送った。【No.47】 ・静岡県障害学生支援関係者会や同講演会について学内周知し、研修会(新型コロナの影響によりZOOM開催)に修学サポート室支援専門員及びカウンセラーの計3名が参加した。【No.48】 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生を支援する長期履修制度を学外に周知する。 ・発達障害やLGBTなど多様な学生の修学を支援するため、研修会等に参加し、最新の情報を収集する。【No.7】 ・他大学におけるピア・サポーター制度に関する情報を収集し、前年度に見送った現地調査を行う。【No.47】 ・国や県が実施する障害学生支援の研修に関係教職員が積極的に参加、内容を学内に周知し、教職員の理解を深める。【No.48】
<p>○LMS(SUAC-manaba)の安定的な運用をはじめ、教育機器のIT化推進の環境整備が必要である。(基準6-4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機器及び教育支援ITシステムの新規についての検討結果を基に費用見直しを行い、あらためて費用削減案を作成して学内の会議に諮った。更新作業は2~3月に行う予定。【No.37】 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省が令和2年度に示したデジタルを活用した教育高度化プランについて検討し、本学において導入可能なシステムや方法を提案する。【No.37】

<p><両学部> ○ 卒業生に対するアンケートを、定期的実施する取り組みを今後行っていく必要がある。(基準6-8)</p>	<p>・次回の卒業生アンケートをメールで行うため、卒業生への生涯メールアドレスの導入に向けた制度設計を行う。 【No.41】・本学の情報環境のあり方に関する方向性を踏まえて検討を進めることとした。【No.41】</p>	<p>・卒業生の意見収集をしやすくするため、今年度の卒業生から生涯メールアドレスを付与する。【No.41】</p>
<p><大学院> ○ 修了生のネットワークづくりへの着手が始まっているものの、修了生からの情報収集や学習成果の確認体制が充分できていない。今後は、修了生 ネットワーク構築と合わせ、修了後の動向を詳しく見ていく必要がある。(基準6-8)</p>	<p>[文化政策研究科] ・修了生から意見を収集し、修論の進め方に関する指導に反映した。 [デザイン研究科] ・外国人修了生の意見聴取を行い、教育内容へ反映できる点を明確化した。【No.23】</p>	<p>[文化政策研究科・デザイン研究科] ・両研究科において、令和3年度からの新カリキュラムについて、修了生の意見を収集し、教育内容に反映させる。【No.23】</p>

(3) 平成 28 年度業務実績評価に対する静岡県公立大学法人評価委員会の指摘事項に対し、下記のとおり対応した。

課題とする項目	令和2年度実績等	令和3年度計画等
<p>○ハラスメント事案の発生は、人権意識啓発等への取組を揺るがせかねないものであり、学内の動揺や県民の不信感を招くだけではなく、教育の根幹をなす信頼を損ねるとともに、社会的な信用を失墜する問題である。平成23年度にもハラスメント事案が生じており、再発防止策を行ってきたものの、再発したことは大変遺憾である。学内の意識啓発及び研修の受講を徹底するとともに、相談体制の充実を図るなど、全学を挙げて取り組むこと。</p>	<p>・前年度発生したハラスメント事案4件(行為者ベースでは3件)について、ハラスメント調査委員会を立ち上げ、懲戒解雇を始めとする厳正な処分を行った。 ・学生を対象としたWeb アンケートにより、ハラスメント被害やハラスメントの認知の状況等を緊急調査した。 ・ハラスメント防止委員会において策定した、教職員の「学生へのハラスメントを防止するための留意事項」を学長から発出し、全教職員の意識喚起を行った。 ・12月に全教職員を対象に、『学生とのコミュニケーションの取り方～具体的事例を通じて～』をテーマに研修会を開催し、ハラスメントの契機となり得る行動について、全教職員が再確認を行った。 ・ハラスメント相談員と相談支援員を対象として、相談を受けるに当たっての留意点等に係る研修(DVD視聴)を実施した。 ・学生ガイダンス資料と併せてハラスメント防止に係るリーフレットを郵送し、学生の意識啓発を行った。</p>	<p>・教職員を対象としたハラスメント研修を実施し、ハラスメント防止意識の徹底を図る。 ・ハラスメント相談窓口担当者を対象とした研修会を実施し、担当者のスキルアップを図る。 ・教職員を対象にハラスメントに関するアンケートを実施し、ハラスメントの実態把握および防止対策の参考とする。 ・学生を対象としたハラスメント研修を実施し、分かりやすい情報をきちんと伝えることで、学生のハラスメントに関する知識・理解を深める。 ・学生を対象にハラスメントに関するアンケートを実施し、ハラスメントの実態把握および防止対策の参考とする。 ・学生便覧に「ハラスメント防止」のページを設け、相談の流れや相談窓口等の周知を図る。 ・リーフレット等の配布・配架により相談窓口を周知する。【No.137】</p>

- ・相談窓口を周知する名刺大のカードを作成し、学生ホールやトイレなど学内 50 箇所に配架した。
- ・マタハラ防止に係るちらしを作成し、学内に掲示した。【No.137】

◎相談等件数

	2018	2019	2020
ハラスメント相談	2	4	0
調査委員会設置	1	0	3
ハラスメント認定	0	0	2
学外相談窓口利用	0	1	0

※2020 年度は 2 月末現在の件数